

告示

● 条文

平成20年3月10日国土交通省告示第283号(6)

昇降機の定期検査報告における検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件(6)

別表第六

		(イ)検査項目	(ロ)検査事項	(ハ)検査方法	(ニ)判定基準	
一 機 械 室	(一)	機械室への経路及び点検口の戸	機械室への経路の状況	目視により確認する。	機械室への経路が確保されていないこと。	
			点検口の戸の設置及び施錠の状況	設置の状況を目視により確認し、施錠の状況を戸を解錠及び施錠して確認する。	戸がないこと、戸が破損していること又は解錠若しくは施錠ができないこと。	
	(二)	点検用コンセント	設置の状況	目視により確認する。	コンセントが設置されていないこと。	
			破損の状況	目視により確認する。	破損していること。	
			通電の状況	点検灯、作業灯、テスター等により通電の状況を確認する。	通電していないこと。	
	(三)	制御器	開閉器及び遮断器	作動の状況	手動により遮断操作及び投入操作を行い、電氣的に開閉することを確認する。	電氣的に開閉しないこと。
	(四)		接触器、継電器及び運転制御用基板	作動の状況	昇降機を運転し、作動の状況を確認する。	昇降機が正常に作動しないこと。
				電動機主回路用接触器の主接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。 ロ 変形があること。
				ブレーキ用接触器の接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。 ロ 変形があること。
	(五)		ヒューズ	設置の状況	目視により確認する。	ヒューズの溶断電流が制御器等で指定されたものと異なること。
	(六)		絶縁	電動機、制御器等の回路の絶縁の状況(一次側と二次側が電氣的に分離され、二次側の一方が接地され、他方にヒューズが設けられており、電圧が直流60V又は交流25V以下である回路を除く。)	絶縁抵抗計等により測定する。	回路の電圧が300Vを超えるものにあつては0.4MΩ、150Vを超え300V以下のものにあつては0.2MΩ、150V以下のものにあつては0.1MΩ以上の絶縁抵抗がないこと。
	(七)	接地	接地の状況	触診により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	
	(八)	巻上機	減速歯車	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
			振動の状況	聴診及び触診により確認する。	異常な振動があること。	
			潤滑油の油量の状況	オイルゲージ等を目視により確認する。	油量が適量でないこと。	
潤滑油の劣化の状況			色及び不純物を目視により確認する。	著しい変色又は摩耗粉があること。		
油漏れの状況			目視により確認する。			

				オイルシールから著しい油漏れがあること。
		発熱の状況	触診により確認する。	異常な発熱があること。
(九)	綱車又は巻胴	綱車と主索のかかりの状況(巻胴式のものを除く。)	主索及び溝の摩耗の状況を目視により確認し又は溝と主索のすき間若しくは綱車外周からの主索の出張りを測定し、主索と綱車が滑らないことを確認する。	溝と主索のすき間若しくは綱車外周からの主索の出張りが十分でなく運行に支障が生ずるおそれがあること、無積載のかごを低速で上昇させて最上階付近において停止させたときに主索と綱車に著しい滑りが生じていること若しくは溝を除く溝で主索が底当たりしていること又は複数ある溝間に著しい摩耗差があること。
		回転の状況	振動を触診及び聴診により確認する。	回転時に異常音又は異常な振動があること。
		欠損及びき裂の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。
(十)	軸受	発熱の状況	触診により確認する。	異常な発熱があること。
		音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
		振動の状況	触診及び聴診により確認する。	異常な振動があること。
(十一)	ブレーキ	油の付着の状況	目視により確認する。	ドラム又はディスクのパッドのしゅう動面に制動力又は保持力に影響を与えるおそれのある油の付着があること。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが確実でないこと又は可動部の給油が不十分であること。
		パッドの厚さの状況	パッドの厚さを測定し、前回の定期検査時又は定期点検時からのパッドの摩耗量を確認する。	イ 次回の定期検査時又は定期点検時までにはパッドが運行に支障が生ずる厚さとなるおそれがあるため、是正が必要な状態にあること。 ロ パッドの厚さが運行に支障が生ずるおそれがない最小の厚さの1.2倍(電気制動式のものにあっては、1.1倍)以下であって、重点的な点検が必要な状態にあること。
		パッドとドラム及びディスクとの接触の状況(同心軸上にて回転するパッドにより制動するものを除く。)	目視及び聴診により確認する。	走行中にパッドとドラム又はディスクが接触していること。
		ブレーキ制動時のプランジャーの状況	かごを保持している状態において目視又は触診により確認する。	プランジャーが他の機器等と干渉していること又はプランジャーの余裕ストロークがないこと。
		ブレーキコイルの発熱の状況	触診により確認する。	ブレーキコイルに異常な発熱があること。
		構成機器の作動の状況	作動の状況を確認する。	作動時に異常音若しくは異常な振動があること又は作動が円滑でないこと。
		作動時の状況(電気制動式のものに限る。)	ブレーキ制動時の状態を目視及び聴診により確認する。	電気制動により停止速度に達する前にパッドとドラムがしゅう動していること。
		制動力の状況	かごの無積載上昇時(巻胴式)にあってはかごの無積載下降	ブレーキが作動しないこと又はかごが停止しないこと。

				時)にブレーキの制動を確認する。	
(十二)	そらせ車	外観の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。	
		取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。	
		音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。	
(十三)	電動機	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。	
		発熱の状況	触診により確認する。	異常な発熱があること。	
		振動の状況	触診及び聴診により確認する。	異常な振動があること。	
(十四)	主索の緩み 検出装置	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	
		作動の状況	作動の状況を確認する。	作動しないこと。	
(十五)	主索の巻過ぎ 検出装置	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	
		作動の状況	作動の状況を確認する。	作動しないこと。	
		作動の位置	作動したときのかごと緩衝器等とのすき間及びロープの巻き溝の状況を確認する。	かごと緩衝器等に接する前に作動しないこと又はロープの巻き溝がなくなる前に作動しないこと。	
(十六)	速度	かごの上昇時及び下降時の速度の状況	無負荷運転時のかごの速度を瞬間式回転速度計により測定する。	定格速度の125%を超えていること。	
二 か ご 室	(一)	かごの壁又は 囲い、天井及 び床	かごの構造及び設置の 状況	目視により確認する。	変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること。
		可燃物の状況	目視により確認する。	難燃材料を使用していないこと。	
	(二)	積載量の標 識	設置及び表示の状況	設置及び表示の状況を確認する。	設置されていないこと又は表示に誤りがあること。
	(三)	搭乗禁止の 標識	設置の状況	目視により確認する。	設置されていないこと。
(四)	かごの戸	戸の開閉の状況	目視及び触診により確認する。	戸の開閉が円滑でないこと。	
三 最 上 階 出 し 入 れ 口	(一)	主索	径の状況	出し入れする頻度の最も高い階から加速終了位置又は減速開始位置から当該階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定する。	イ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して90%未満であること。 ロ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して92%未満であること。
			素線切れの状況	出し入れする頻度の最も高い階から加速終了位置又は減速開始位置から当該階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩耗の進んだ部分については重点的に目視により確認する。	イ 素線切れ要是正判定基準のいずれかに該当すること。 ロ 素線切れ要重点点検判定基準のいずれかに該当すること。
		錆及び錆びた摩耗粉の 状況	確認の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色見え	イ 錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。 ロ 錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。	

			る部分の直径及び鋼車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。		
		損傷及び変形の状況	全長を目視により確認する。	著しい損傷又は変形があること。	
(二)	主索の張り	張りの状況	触診により主索の張りが均等であることを確認する。	著しい不均等があること。	
(三)	主索の取付部	昇降路の横架材並びにかご及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	ダブルナットにあつてはナット間に緩みがあり、割ピンにあつてはピンに欠損、曲げ不足等があり、その他の方法にあつては取付けが確実でないこと。	
		主索の端部における止め金具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが確実でないこと。	
		止め金具及びその取付け部の損傷の状況	目視により確認する。	止め金具又はその取付け部に損傷があること。	
(四)	上部リミット(強制停止)スイッチ	作動の状況	作動の状況を確認する。	作動時にかごが上昇すること。	
		作動の位置	作動の位置を確認する。	かごが最上階を行き過ぎても停止せず、昇降路の頂部に衝突すること又は衝突するおそれがあること。	
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	
(五)	かごのガイドシュー等	取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。	
		摩損の状況	目視、聴診及び触診により確認する。	しゅう動部又は回転部の摩耗により運行に支障をきたしていること。	
(六)	かご吊り車	外観の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。	
		取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。	
		音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。	
四各階出入れ口	(一)	昇降路における壁又は囲い	目視により確認する。	き裂若しくは漏水により運行に支障が生じていること、ガラスの欠損若しくはひび割れがあること又は使用できない部材があること。	
		可燃物の状況	目視により確認する。	令第129条の13第二号の規定に適合しないこと。	
	(二)	出し入れ口の戸及び出し入れ口枠	戸及び出し入れ口枠の構造及び設置の状況	目視により確認する。	変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること、ガラスの欠損若しくはひび割れがあること又は使用できない部材があること。
			戸相互及び戸と出し入れ口枠とのすき間の状況	目視により確認し又は測定する。	平成20年国土交通省告示第1446号第七号の規定に適合しないこと。
			敷居とドアシューの摩耗の状況	目視により確認する。	敷居又はドアシューに著しい摩耗があること。
			ドアシューのかかりの状況	目視により確認し又は測定する。	引き戸にあつては敷居溝とドアシューのかかりが6mm未満であること、上げ戸、下げ戸又は上下戸にあつてはこれらを片側に寄せたときにおいて、容易にドアシューが外れること。

		戸の可燃物の状況	目視により確認する。	令第129条の13第二号の規定に適合しないこと。	
		戸の開閉の状況	目視及び触診により確認する。	戸の開閉が円滑でないこと。	
		連結ロープ及びドアクローザーロープの状況	目視及び触診により確認する。	変形、摩耗、錆、腐食、素線切れ等により、運行に支障が生じていること。	
(三)	操作ボタン及び信号装置	作動の状況	作動の状況を確認する。	操作ボタン又は信号装置が機能しないこと又は操作が円滑に行えないこと。	
(四)	走行停止ボタン又はスイッチ	設置及び作動の状況	かごの走行中にボタン等を押して確認する。	設置されていないこと又は作動せずかごが停止しないこと。	
(五)	ドアスイッチ	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	
		作動の状況	作動の状況を確認する。	令第129条の13第三号の規定に適合しないこと又は全閉位置から30mmを超えるすき間があり、戸が開いた状態においてかごが走行すること。	
(六)	ドアロック	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	
		作動の状況	作動の状況を確認する。	令第129条の13第四号の規定に適合しないこと。	
		劣化の状況	目視により確認する。	イ 著しい損傷又は腐食があること。 ロ 変形があること。	
(七)	戸開放防止警報装置	作動の状況	作動の状況を確認する。	戸を開放した後、3分以上経過しても作動しないこと。	
(八)	二方向同時開放警告装置	作動の状況	作動の状況を確認する。	二方向の戸が同時開放されたときに作動しないこと。	
(九)	積載量の標識	設置及び表示の状況	設置及び表示の状況を確認する。	設置されていないこと又は表示に誤りがあること。	
(十)	搭乗禁止の標識	設置の状況	目視により確認する。	設置されていないこと。	
(十一)	ガイドレール及びレールブラケット	取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。	
		劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。	
五 最 下 階 出 し 入 れ 口	(一)	作動の状況	作動の状況を確認する。	作動時にかごが下降すること。	
		作動の位置	作動の位置を確認する。	かごが最下階を過ぎても停止せず、ピット床に衝突すること又は衝突するおそれがあること。	
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	
	(二)	ピット床	汚損及び防水の状況	目視により確認する。	汚損又は防水不良があり運行に支障が生じていること。
			冠水の状況	目視により確認する。	機器に影響を及ぼす冠水があること。
			ピット内機器の状況	目視及び触診により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
	(三)		すき間の状況		

	釣合おもり底部すき間		ピット床又は緩衝器と釣合おもり底部のすき間を目視により確認する。	かごが最上階に停止させたときにすき間がないこと。
(四)	釣合おもりの各部	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	おもり片の落下等のおそれがあること又は取付けが確実でなく運行に支障が生じていること。
		ガイドシュー等の摩耗の状況	目視、聴診及び触診により確認する。	しゅう動部又は回転部の摩耗により運行に支障が生じていること。
(五)	釣合おもりの吊り車	外観の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。
		取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
		音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
(六)	移動ケーブル及び取付部	移動ケーブルの損傷の状況	目視により確認する。	損傷していること。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	移動ケーブルの端部及び引止め部の取付けが確実でなく、運行に支障が生ずるおそれがあること。
(七)	かご非常止め装置	機構部の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		作動の状況	作動の状況を確認する。	非常止め装置が作動しないこと。
		復帰時の状況	目視により確認する。	非常止め装置とガイドレールが接触していること。
(八)	釣合おもり非常止め装置	機構部の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		作動の状況	作動の状況を確認する。	非常止め装置が作動しないこと。
		復帰時の状況	目視により確認する。	非常止め装置とガイドレールが接触していること。